

# バーゼルⅢとIFRS（国際財務報告基準）

## ～今後の金融機関の自己資本戦略に関する一考察～

### BASEL III and IFRS

～One consideration about the strategy of equity capital in financial institutions～

村上真理  
Shinri Murakami

#### 要 約

本稿では、自己資本のあり方を中心に、金融機関の経営に対するバーゼルⅢとIFRSの影響を考察した。バーゼルⅢは、国際的に業務展開している銀行の健全性を維持するため、バーゼル委員会が2010年に公表した自己資本規制である。2008年以降の世界的な金融危機を背景に、その規制内容は以前のものとは比べ格段に厳しく広範なものとなった。一方、IFRSは国際会計基準審議会が作成する企業会計基準である。多国籍企業の増加や資本移動の自由化等に伴い、高品質の国際基準としての改善が図られた。

これら2つの制度の金融機関に対する影響は小さくなく、既に経営戦略の抜本的な見直しを迫られると予想される先もある。特にバーゼルⅢは、各国とも国内制度化を検討している段階にあるものの、わが国での取扱いはいまだ不明確である。さらに、その課題や問題点は地域金融機関や協同組織金融機関においてより深刻化すると考えられ、地域経済に影を落とす可能性もある。この意味では、今後の国内議論を注視するとともに、その影響度合いについても慎重に見極めていかなければならない。

キーワード：バーゼルⅢ 普通株式等 Tier1 カウンターシクリカル 資本保全バッファー IFRS

#### 1. はじめに

バーゼルⅢは、国際的に業務展開している銀行の健全性を維持するため、バーゼル銀行監督委員会（以下、バーゼル委員会）<sup>(1)</sup>が2010年9月に公表した自己資本規制である。1988年の自己資本比率に関する「バーゼル合意（BIS規制、いわゆるバーゼルⅠ）」、BIS規制の内容を見直し銀行の抱えるリスクをより反映させた2004年の「バーゼルⅡ（新BIS規制）」に続くもので、規制強化の新たな枠組みとして期待されている。

このバーゼルⅢにかかる合意の背景には、2008年末以降の世界的な金融危機と世界同時不況がある。世界のほとんどの国で株式相場が下落し、金融システムへの不安から国際的な金融収縮が起きた。このためバーゼルⅢの規制内容は、それ以前のバーゼル合意に比較して格段に厳しく広範なものとなっている。この点、金融機関への影響は小

さくなく、すでに経営戦略の抜本的な見直しを迫られると予想される場所もある。

そこで本稿では、金融機関経営、とりわけ今後の自己資本戦略のあり方を中心に、バーゼルⅢの影響を考察する。具体的には、まずバーゼルⅢの背景と公表までの経緯を確認した後、バーゼルⅢの概要とその底流にある基本的考え方を整理する。次にバーゼルⅢにおける課題と留意点について述べ、金融機関経営に対するインパクトを検証する。さらに、バーゼルⅢとほぼ同時並行で制度化の進められてきた国際財務報告基準（以下、IFRS）に注目し、この面からのバーゼルⅢへの影響、ならびに両者相まつの金融機関への影響について考えてみたい。

#### 2. バーゼルⅢの背景と公表までの経緯

2008年秋のいわゆるリーマン・ショックと、これに端を発する金融危機はいまだ記憶に新しい。当時、100年に1度ともいわれた経済的混乱のも

(1) Basel Committee on Banking Supervision

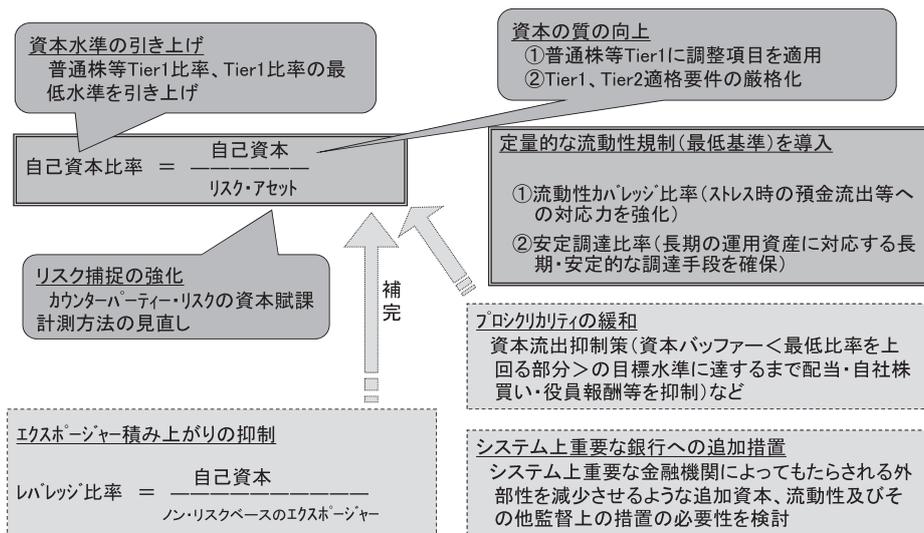


図1 バゼルⅢの全体像

(出所：金融庁／日本銀行)

と、全世界の銀行は大きな打撃を受けた。そして翌2009年4月にロンドンで開催されたG20サミットでは、こうした金融危機が再び起きてもその影響を最小限に抑えられるよう、金融の監督と規制を抜本改革する方向性が打ち出された。ここではリーマン・ショック以降、バーゼルⅢの全体像が確立するにいたるまでの経緯を振り返る。

このG20ロンドンサミットでは、自己資本比率に関し、世界の主要行に自己資本の質と量の向上を求めることで合意された。この結果、量的規制としては現行の「8%以上」という最低水準への引き上げ、質的規制としてはより資本性の高い普通株や内部留保を多く保持することが求められるようになる。

2009年9月、バーゼル委員会では、①中核的自己資本の主要部分における普通株・内部留保での構成、②レバレッジ比率規制の導入、③最低自己資本およびバッファの枠組み設定、などが確認された。さらに同じ月に開催された米国ピッツバーグのG20サミットにおいて、それらを中心としたルールを2010年末までに策定し、2012年末までを目標として段階的に適用することが決まった。12月のバーゼル委員会では「金融危機後の世界経済にまだ不安が残る」といった理由で、実質的に導入を延期することになったが、2012年からの開始という方針は変わらず、代わりに10年以上の移行期間が設けられている。

バーゼル委員会は、この12月の協議を経て新た

な規制の内容を明らかにした。内容的には9月に合意されたものと大差なく、「むしろ技術的な細部について明確化・調整を図ったもの（池田2011）」となっている。その後、バーゼル委員会では、新たな規制に関する意見募集を行うとともに、各国の銀行に対し財務への影響度などを調査した。そしてこれらを受け、2010年11月、韓国ソウルのG20サミットで新規制案が公表された。

なお、後藤・丹下（2010）によれば、2009年12月の公表で、国内関係者が神経を尖らせたのが、狭義の中核的自己資本の定義であった。従来、国内金融機関の資本政策の中心をしめた優先株や優先出資証券にかかる資本性が低いと判断され、コア資本から除外されたからである。繰延税金資産や無形固定資産についても同様で、10年以上の猶予期間があるとはいえ日本の金融機関には厳しい内容となった。しかし、2010年11月の新規制案では狭義の中核的自己資本に参入できる資産項目が拡大され、繰延税金資産や他金融機関への出資等も一部が認められている。これは、厳しすぎる規制は貸し渋りなどの副作用が大きいという日本の金融当局の主張が考慮されたものである。

### 3. バゼルⅢの概要

バーゼル委員会は、2010年12月、バーゼルⅢの2つの規則文書を発表した。1つは銀行の自己資本規制、レバレッジ規制、カウンターパーティ・リスクの取扱いの強化を図るための「バーゼル

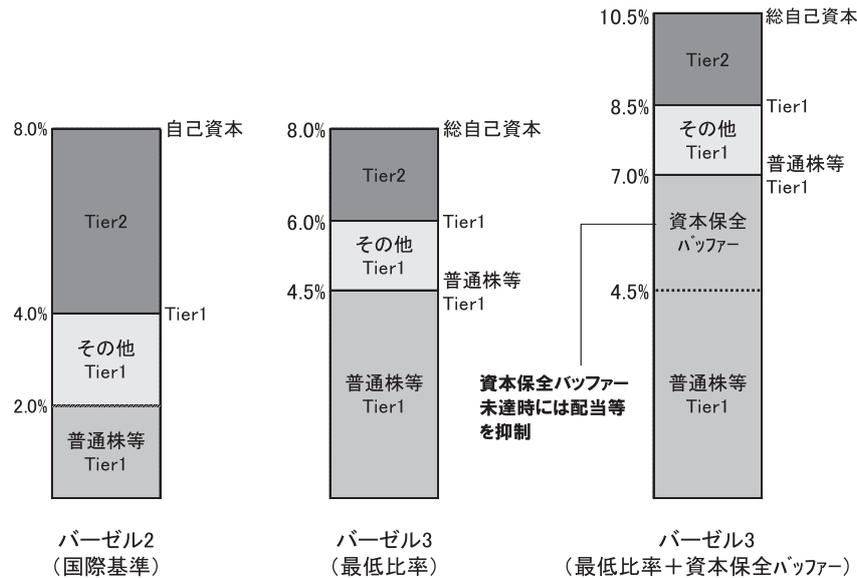


図2 バゼルⅢの自己資本量の強化

(出所：金融庁／日本銀行)

Ⅲ：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的規制の枠組み<sup>(2)</sup>であり、いま1つは流動性規制の強化を目的とする「バーゼルⅢ：流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」<sup>(3)</sup>である。これにより過去数度にわたって提示された規則方針が確認され、規則の最終化が図られた(図1参照)。ここでは、バーゼルⅡとの相違点という視点も交え、これら規則文書の概要をみていきたい。

バーゼルⅢを含む国際的な規制改革については、G20や金融安定理事会<sup>(4)</sup>、バーゼル委員会では今なお議論が続いているというが、バーゼルⅢについては2つの規則文書でほぼ最終的な形になった。加島・田中(2012)によれば、バーゼルⅡとは性格が大きく異なる箇所として、資本の質についての捉え方、カウンターシクリカル<sup>(5)</sup>の観点、レバレッジ規制の強化などが挙げられるという。

まず、自己資本規制については、普通株等Tier 1<sup>(6)</sup>比率4.5%、Tier 1比率6.0%、総資本比率8.0%が最低所要水準として要求される。次いで、金融・経済のストレス局面において損失を吸収できるバッファを確保するため、2.5%の資本保全バッファの保有が求められる。そしてカウンター・シクリカル・バッファが設けられた。これは不況時には規制を緩和して景気回復を支援し、回復時には規制を厳格化して引き締めるというもので、各国の状況に応じて0.0~2.5%の

幅で実施される(図2参照)。

さらに、以上による自己資本規制を補完する目的から、リスクウェイトを勘案しないレバレッジ規制も試行される。これは一定水準以上の総資産に対する自己資本比率を求めるもので、今後、2017年までの試行期間中、Tier 1比率で最低3%のレバレッジ比率が試された後、最終調整が図られるという。換言するなら、金融機関が存続するための条件として、自己資本比率だけでなくレバレッジ比率も加わる可能性があることを意味するものである(加島・田中2012)。

また、流動性リスクへの規制を本格化させるため、流動性カバレッジ比率<sup>(7)</sup>が導入される。これはリーマン・ショック以降の金融危機の要因のうち、特に深刻であった流動性の不備を踏まえてのもので、適格流動資産について、一定のストレス期間に想定される資金流出額への比率が100%以上あることが求められる。このほかに中長期的

(2) A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems

(3) International framework for liquidity risk measurement, standards and monitoring

(4) Financial Stability Board

(5) Counter Cyclical; 景気循環に対して抑制的であること。不況時には規制を緩和して景気回復を支援し、景気が回復した際には厳格化するという運営の考え方。

(6) Tier 1; 自己資本のうち資本金・剰余金等により構成される部分。基本的項目。

(7) Liquidity Coverage Ratio; LCR

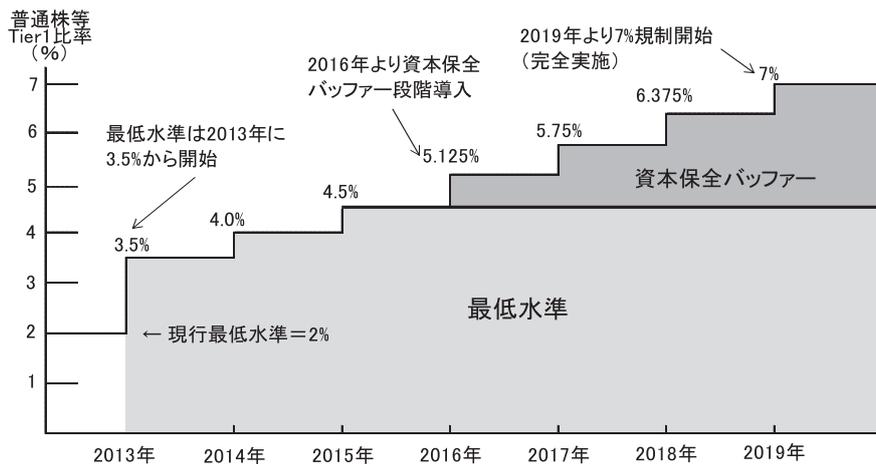


図3 パーゼルⅢの段階適用

(出所：金融庁／日本銀行)

なものとして、調達・運用のミスマッチを抑制するための安定調達比率<sup>(8)</sup>を100%以上にするといったものがあるが、こうした規制項目へのスムーズな移行を実現するため、経過措置や段階的措置も講じられる(図3参照)。

#### 4. 主要項目にみる規制の基本思想

規則文書が2本に分かれていることから明らかなように、パーゼルⅢは主として自己資本規制と流動性規制とに大別される。特に自己資本規制については、現行のパーゼルⅡと比べ大幅な変更が加えられた。ここでは、パーゼルⅢの中でも特に金融機関への影響度が高いと考えられる「自己資本の質の向上」と「資本バッファ」について、規制の背景にあるパーゼル委員会の基本思想を概観する。

先の金融危機で多くの銀行は多額の損失を計上し自己資本を毀損したが、その結果、自己資本への市場の信頼性は大きく低下した。パーゼル委員会はこの事態を重く受け止め、銀行が事業を継続している間に損失を吸収できる資本の必要性を認識するに至った。そこでパーゼルⅢでは、破綻して初めて損失を吸収できるゴーンコンサーン・キャピタル<sup>(9)</sup>より、むしろ事業を継続する中で損失を吸収するゴーイングコンサーン・キャピタル<sup>(10)</sup>が重視されている(小立・磯部 2011a)。

具体的には、自己資本を構成する Tier 1を損失吸収力の高いものとして位置づけ、内部留保と普通株式などで構成される普通株式等 Tier 1とその他 Tier 1とに区分した。特に普通株式等 Tier 1は、いわば核になる資本として最重要視されており、リスクアセットを分母とした Tier 1比率、自己資本全体からみた自己資本比率に加え、普通株式等 Tier 1比率に最低基準が設けられる。

資本の質を向上させるもう1つの措置が資本控除である。これは普通株式等 Tier 1に重きを置くことの裏返しの施策ともいえるが、損失吸収力のない項目をあらかじめ自己資本から控除するもので、規制上の調整と位置づけられる。ここでは繰延税金資産に算入上限が設けられるほか、のれん代を含む無形資産も普通株式等 Tier 1から控除対象となる。さらに、ダブルギアリング<sup>(11)</sup>を含む金融機関への資本投資は、パーゼルⅡに比べて大幅に厳格化される。この点、今後は金融機関が発行する資本商品への投資が難しくなるなど、投資戦略へ大きな影響を与える可能性があるという(小立・磯部 2011b)。

資本バッファについては、これまでの金融制度改革の議論において、パーゼル委員会の標榜してきた自己資本規制の内包するプロシクリカリティ<sup>(12)</sup>に焦点が当てられた。すなわち、自己資本

(8) Net Stable Funding Ratio : NSFR

(9) Gone-concern Capital

(10) Going-concern Capital

(11) Double Gearing : 銀行と生命保険会社、または銀行と銀行などの資本の持合い。

(12) Pro-cyclicality : 景気循環の増幅効果のこと。景気循環をさらに後押しするような効果を意味する。

本規制が結果として景気サイクルを増幅することで、景気の上昇局面ではさらなる信用拡大に繋がる一方、下降局面では金融の不安定を招いてきたのではないかという懸念である。このような反省を踏まえ、バーゼルⅢでは新たな枠組みである資本保全バッファとカウンターシクリカル・バッファの2つが導入された。

まず、資本保全バッファは2.5%に設定され、銀行は普通株式等 Tier 1によって資本バッファを積み上げなければならない。そして、この資本バッファが2.5%の上限値を下回ると資本流出の抑制が求められ、内部留保の蓄積が促される仕組みである。このように資本保全バッファは、ストレスのない時期に最低水準を上回る資本バッファを保持させ、ストレス期にはそれを取り崩すことで経営の安定性を維持することを企図している。なお、バーゼル委員会では、資本流出の防止策として、配当や自社株式取得の抑制、変動賞与の削減を挙げている。

一方、マクロ経済における過度な信用拡大を防ぐ仕組みとして期待されるのが、カウンターシクリカル・バッファである。景況感の加熱した状況においては、このバッファを引き上げ、資本コストを上昇させることで過剰融資を抑制する。これは同時に、実体経済の悪化が銀行セクターそのものに負の影響を与えることを回避する。それゆえ、カウンターシクリカル・バッファは資本保全バッファと異なり、マクロ・プルーデンス<sup>(13)</sup>としての性格を持つものでもある。

## 5. バーゼルⅢにおける課題と留意点

ここまでみてきたように、バーゼルⅢによる規制は大変に厳しいものとなっている。藤田(2013)によれば、歴史的にみて大規模な国際金融危機やバブル崩壊は、実体経済を悪化させるだけでなく様ざまな不祥事や不適切な行為を露見させるという。そして危機の規模が大きいほど、それに比例して厳しい規制が導入されることが多い。先の金融危機は、サブプライムローンに代表される金融機関の過度な財務レバレッジの提供と、金融機関の連鎖的な破綻を主因に生じた。したがってバー

(13) 金融システム安定化のため、個別の金融機関のリスクだけでなく、金融システム全体が抱えるリスクを規制・監督するという考え方。

ゼルⅢの内容が、バーゼルⅡに比べ相当程度強化されるのは当然ともいえる。しかし、そこに厳し過ぎるが故の問題はないのであろうか。ここではバーゼルⅢの課題や留意すべき事項について考えてみたい。

淵田(2011)によると、バーゼルⅢの枠組みは固まったものの議論はなお続いている。規制の緩和を求める声がある一方、さらに強化する必要性を唱えたもの、あるいは規制のあり方を根本的に問うものと様ざまである。また、ひと頃は英国の金融当局の幹部から市場規律をもっと活用した枠組みとすべきという反対意見が出たほか、金融政策の役割の重要性に言及し「マクロ・プルーデンスへの対応が不十分」とするものもあった。

貸渋り問題、規制の複雑さ、プロシクリカリティという3つの面から問題を指摘したものもある(佐々木2010)。ここでの貸渋りとは、BIS規制が、自己資本に対してハイリスク資産を過剰に抱えることを抑制するものである以上、バーゼルⅢによって想定以上の貸渋りの発生が懸念されるというものである。規制の複雑さとは、金融危機への反省を出発点としている点で、バーゼルⅢは危機コストを大きく捉えざるをえない。ゆえに現段階では、規制の複雑さに由来するコスト負担より再発防止の可能性が優先されるが、いずれ危機感が薄まった場合、そのコスト負担をどうするかが表面化する。プロシクリカリティの問題とは、自己資本バッファについて本当にプロシクリカルな面を是正したいのなら、むしろ景気悪化時に目標値を引下げの方が実効性も高いというものである。

川波(2010)によれば、元もとバーゼルⅢの狙いは、先の金融危機で経営難に陥って巨額の公的資金投入を余儀なくされた国の銀行に対する規制強化にあった。また、高い中核自己資本比率を求める背景には、金融危機を招いたのが国際的な銀行であり、「大きすぎて潰せない<sup>(14)</sup>」のような先に対する、政府レベルでの支援を未然に回避する面もある。したがって、日本など貸渋りを通じて景気循環に負の影響を被った国において、自己資本規制を一律に強化することはそぐわないという。

これらのほかにもバーゼルⅢの問題点への指摘

(14) too big to fail

は少なくない。また、各国ではすでに国内法制化の段階に入っており、そこでこれらの指摘がある程度、顕在化している可能性はある。いずれにしても、未だ金融危機が完全には収束していない以上、バーゼルⅢが遅滞なく開始されることに議論の余地はないと思われる。次節では、バーゼルⅢが規制文書どおり導入された場合の金融機関への影響について考える。

## 6. 金融機関経営に対するインパクト

2012年4月、バーゼル委員会は、バーゼルⅢを完全実施した場合に自己資本関係の比率がどの程度になるかについての報告書を公表した。調査の対象は世界各国の銀行212行で、データ時点は2011年6月末である。ここでは212行のうち第1グループとして括られた「Tier 1が30億ユーロ超で国際的に活動する銀行」103行に注目する。普通株式等 Tier 1比率は平均で7.1%、第1グループすべてが最低所要水準である4.5%を達成するには388億ユーロの不足、また、実質的な最低所要水準である7.0%を達成するには4,856億ユーロの不足という実態が明らかになった（金本 2012）。

この報告書では、Tier 1比率が平均7.1%まで低下する主な要因として、普通株式等 Tier 1資本に算入される資本の範囲が見直されたこと、控除項目を普通株式等 Tier 1資本からの控除へ変更したこと、さらにはリスク・アセットが増加することが各指摘されている。データが2011年6月期のやや古いものとはいえ、数字上、影響度は大きいといわざるを得ない。そして、このような試算は、必然的に資本増強や資本の質の改善、資産の圧縮、バランスシートの調整といった戦略転換を求める。以下では、戦略行動に関する指摘をいくつか取り上げたい。

中空（2011）は、バーゼルⅢの基準を満たさないと想定される欧米の銀行について、第1義的に目指すべきは資本増強であるという。しかし、市場環境を勘案すれば、増資はそれほど簡単ではない。また、グランドファザリング<sup>(15)</sup>を考慮したとき、中には自然体で内部留保の積上げが可能であり、これにリスクアセット削減を併せることで目標到達を見込める銀行もある。ただし、その場

(15) Grandfathering：規制の実施後も、一定期間は従来通りの取扱いを認めること。

合でも、バランスシート上の不良債権をバルクセールするのか、投資銀行事業を見直すのか等といった見極めが、戦略上の重要な選択肢になる。

一方、国内のメガバンクについて、現状の収益見通しや株価水準を前提とすれば、これ以上の増資の必要性は感じられないとした指摘もある（野崎 2011）。しかし、巨額の与信コストや、株式市況の大幅な下落などのストレスが加わった場合には、前提が変わることとなり、銀行の資本政策はマクロ金融や経済環境から大きな影響を受けることになる。さらに野崎は、銀行の政策保有株式が、ダブルギアリングにかかわる資本控除措置などの影響を受けるため、自己資本比率の安定性を確保する上では、株式保有の圧縮が加速する可能性もあることに言及している。

## 7. IFRS のバーゼルⅢへの影響

IFRS は国際会計基準審議会<sup>(16)</sup>が作成する企業会計基準である。多国籍企業の増加や資本移動の自由化等に伴い、高品質の国際会計基準としての改善が図られた結果、バーゼル委員会や欧州委員会等からも承認された基準となった。すでに世界で100ヶ国以上が適用済みか適用決定の段階にあり、主要先進国で未適用なのは日本と米国のみである。

IFRS の基本的性格としては、プリンシプル・ベースに拠っている点で、数値基準の多いルール・ベースの米国基準とは異なるほか、資産・負債アプローチを中心とする点で、収益・費用アプローチを重視する日本基準とも異なっている（吉田 2011）。そしてこの IFRS が適用された場合、金融機関に与える影響は小さくない。ここでは IFRS の概要に触れた後、金融機関への影響をバーゼルⅢとの関連から整理する。

IFRS の概念フレームワークにおいて、資産は「過去の事象の結果として当該企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入することが期待される資源」と定義されている。負債については「過去の事象から発生した当該企業の現在の債務であり、これを決済することにより経済的利益を包括する資源が当該企業から流出結果となると予想されるもの」とされている（加島・田中

(16) International Accounting Standards Board

2012)。

このように IFRS は企業体説を採用しており、元来がグローバルに事業展開する企業の連結決算を前提としてきたことから、内容的には大企業を指向したものである。したがって、この概念フレームワークも、一般目的財務報告で提供される情報が「投資者または資本提供者」に焦点を絞ったものとなっている点に特徴がある。これは、財務報告はあくまで企業の視点から行うべきであることを明確にしたもので、その報告も、投資者の意思決定に有用なものであると位置づけられる。

既述のように、先の金融危機でサブプライムローンが問題化した背景には、銀行による行き過ぎた財務レバレッジの提供があった。さらに一方では、不透明な会計制度にも問題があったとされる。CDO<sup>(17)</sup>などの証券化商品の価格が適切に表示されず、また、投資ビークル<sup>(18)</sup>などのオフバランスシートの資産が、財務諸表に適切に反映されていなかった。そして、銀行が実態的に所有する投資ビークルなどがCDO等を保有していたため、それらの価格下落が銀行経営を直撃したのである(平井 2011, 藤田 2012)。

このような経緯から、2008年のG20ワシントンサミットでは「単一で質の高いグローバルな会計基準」の実現を目指すこととなった。これは日本を含むG20メンバー国すべての国際公約と位置づけられ、それ以降、G20が開催される度にこの旨は確認されている。ここでいう「単一で質の高いグローバルな会計基準」こそが、本節で取り上げているIFRSである。そしてIFRSの適用は、企業会計のみならず、金融機関を規制対象としたバーゼルⅢに対しても、大きく影響するという。

加島・田中(2012)によると、IFRSによる影響が顕著に現れるのは、自己資本比率である。この場合、計算上の分母である資産額より、分子である自己資本への影響項目が多い。分子への影響としては、たとえば無形固定資産や繰延税金資産など自己資本から控除されるものの控除金額が変更になる。退職給付会計の未認識数理計算上の差

(17) Collateralized Debt Obligation : 社債や貸出債権などから構成される資産を担保にして発行される資産担保証券の一種。

(18) Structured Investment Vehicle : BIS規制に対応し、リスク資産をバランスシート上から消すための銀行の仕組み。

異の処理方法が変わると、利益剰余金を通じ資本額が変わるが、0.2~0.7%ポイント程度の低下が予想される。このほか、分母への影響としては、信用リスクアセットの刑さ基礎となるエクスポージャーの額が変わる。

同様の指摘として、IFRSがバーゼルⅢの自己資本比率に影響する主要な経路は3本あるという(加藤・北野 2011)。すなわち、①その他の包括利益に計上される「その他有価証券評価差額金」が変動する可能性があること、②連結およびオンバランスの拡大によってリスクアセットが増加すること、③バーゼルⅢでは従来規制よりも詳細かつ具体的な調整・控除ルールが採用されるため、自己資本の調整項目が増減することである。

ここまでみてきたように、IFRSとバーゼルⅢとは互いに相まって、自己資本を中心とした金融機関の会計に大きな影響を与える。そのあり方も、会計上の各種項目に対し「広く横断的に」というのではなく、むしろ、一部の自己資本関連の規制を重疊的に強化する感があることは否めない。その分、バーゼルⅢの自己資本規制は厳しさを増すこととなり、必然的に金融機関への影響度合いも高まるのである。

## 8. おわりに

本稿では、今後の自己資本戦略のあり方を中心に、金融機関の経営に対するバーゼルⅢの影響を考察した。今回は紙幅の関係でバーゼルⅢに重点を置いたが、むしろIFRSからの影響も楽観できるものではない。バーゼルⅢは規制の最終化が図られたとはいえ、それはあくまで国際基準行を対象としたものである。現時点では各国とも国内制度化を検討している段階にあり、日本においても国内基準の取扱いは未だ不明確である。

そして、ここで取り上げたバーゼルⅢの影響や課題、留意点には、国内の地域金融機関や協同組織金融機関においてより深刻化すると考えられるものが含まれている。場合によっては、地域経済に対する相応の影響も懸念されよう。この意味では今後の国内議論を注視すべきであり、また、その影響についても慎重に見極めていく必要がある。これらを当面の課題とし稿を閉じる。(了)

## 【参考文献】

- 池田賢志 (2011), 「バーゼル委員会によるバーゼルⅢテキストの公表について」『金融財政事情』2011.2.7
- 加島徹・田中正雄 (2012), 『新会計基準とJA経営 (森田松太郎編著)』全国共同出版
- 加藤俊治・北野利幸 (2011), 「バーゼルⅢと国際財務報告基準」『金融財政事情』2011.1.3
- 金本悠希 (2012), 『バーゼルⅢが銀行に与える影響に関する調査』「Legal and Tax Report」2012.5.25 大和総研
- 川波洋一 (2010), 「世界金融危機と金融規制のあり方」『金融ジャーナル』2010.12
- 小立敬・磯部昌吾 (2011a), 「バーゼルⅢ：包括的な銀行規制改革パッケージの概要」『野村資本市場クォーターリー』2011 Winter
- 小立敬・磯部昌吾 (2011b), 「バーゼルⅢ：自己資本の損失吸収力に関する最低要件」『野村資本市場クォーターリー』2011 Winter
- 後藤達也・丹下誠久仁 (2010), 「バーゼルⅢ導入, 国内銀行に課題多し」『金融研究レポート』2010/11/18 日本経済研究センター
- 佐々木百合 (2010), 「バーゼルⅢにみる3つの問題点 -メガバンク, コストに見合う海外業務の収益増を」『金融ジャーナル』2010.12
- 中空麻奈 (2011), 「バーゼルⅢが欧米の金融機関経営に与える影響」『金融財政事情』2011.2.7
- 野崎浩成 (2011), 「グローバル規制が変えるわが国銀行の経営戦略 -問われる安定性と収益性の最適バランス」『金融財政事情』2011.2.7
- 平井友行 (2011), 「金融危機後, バーゼルⅢと会計基準が我が国金融機関に求めていることについて」千葉商大論叢49 (1)
- 藤田勉 (2013), 『グローバル金融制度のすべて -プルーデンス監督体制の視点』金融財政事情研究会
- 淵田康之 (2011), 「金融規制改革 -次は何か?」『野村資本市場クォーターリー』2011 Winter
- 吉田豊 (2011), 「11年版金融を読むキーワード」『金融財政事情』2011.1.31